

障がいをお持ちの方に対する制度には次のようなものがあります

事業名	事業概要	対象者
身体障害者補装具の交付・修理	日常生活を改善するため、各種障がいに応じた装具を購入・修理する際の補助	身体障害者手帳の所持者で、判定の結果（判定が不要な場合もあります）、補装具が必要と認められた方
日常生活用具の給付・貸与	自力で日常生活を営むことが困難な重度の身体障がい者（児）に対してそれを改善するため、浴槽・湯沸器・便器等を給付・貸与	基準を満たす身体障害者手帳、療育手帳所持者で日常生活用具が必要と認められる方
自動車改造費補助	自らが就労等に伴い、所有・運転する自動車の改造に要する一部の経費に対し補助金を交付	身体障害者手帳 1級、2級（上肢、下肢、体幹機能障害のみ）過去5年以内に補助を受けていない方
重度障害者住宅リフォーム助成事業	居住する住宅の一部を改善する場合に費用の一部を助成	- 身体障害者手帳 1級、2級（下肢、体幹機能障害のみ） - 療育手帳 ④
いばらき身障者等用駐車場利用証制度	障がい者、高齢者、難病患者及び妊産婦の方などに身障者等用駐車場の利用証を交付	基準を満たす障がい者、高齢者、難病患者及び妊産婦で、歩行困難な方 ※障がいの種類により該当する等級が異なります。
その他、有料道路通行料や各種交通機関等の割引制度、障害児福祉手当や特別障害者手当等があります。 ※申請方法等、詳細については下記までお問い合わせください。		

相談相手がいることを知っていますか？

相談支援事業所は事業者としてのネットワークを生かし、また障害者相談員の皆さんは、同じ障がい者または障がい者の家族の立場で自らの豊富な経験から、障がいのある方やその家族の様々な相談に応じています。不安や悩みなどをお気軽にお尋ねください。

身体障害者相談員

横塚 静江
53-1587

會澤 隆典
53-7057
連絡はFAXをお願いします。

小田部 まつゑ
52-3126

矢野 正紀
56-2014

横山 一洋
55-2634

知的障害者相談員

澤海 ひさ子
52-3893

上野 克範
53-4526

堀江 たみ子
58-2380

篠田 美津江
55-3570

相談支援事業所

市社会福祉協議会 美和支所
（身体障がい・知的障がいの相談）
58-3818
毎週月～金曜日 8:30～17:15

メンタルサポートステーション きらり
（精神障がいの相談）
0295-72-5881
毎週月～土曜日 10:30～17:15



■問い合わせ■

福祉課 社会福祉グループ ☎52-1111（内線135）

各総合支所市民福祉課（代表） 山 方 ☎57-2121 美 和 ☎58-2111
緒 川 ☎56-2111 御前山 ☎55-2111